

舞多聞ふれあいのまちづくり協議会 規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、舞多聞地区住民の地域福祉活動の拠点となる舞多聞地域福祉センターやその他地域施設等を有効に活用して、地域の自主的な福祉活動を実施・推進するために設置する舞多聞ふれあいのまちづくり協議会（以下「協議会」という。）の組織及び活動内容について必要な事項を定めるものとする。

(対象地域)

第2条 協議会の活動地域は、舞多聞小学校区域内とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は舞多聞地域福祉センターに置く。

(協議会の組織)

第4条 協議会は、おおむね第2条で定める区域内の福祉関係団体、公共的団体またはボランティアグループから選出された者等住民の代表（以下「委員」という。）により組織する。

2 協議会は、委員70名程度で組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

4 欠員を生じて補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 地域福祉活動の内容の決定と実施に関する事項
- (2) 舞多聞地域福祉センターの管理運営に関する事項
- (3) 舞多聞地域福祉センターの活用に関する事項
- (4) 協議会の活動や行事の広報に関すること
- (5) 他地域との交流に関する事項
- (6) その他協議会の目的達成のために必要と認められる事項

第2章 役員

(役員)

第6条 協議会は、委員の中から次の役員を選任する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 3名以上
- (3) 会計 1名
- (4) 書記 3名以上
- (5) 各部会の部長 各1名

2 協議会は、委員以外から監事2名を選任しなければならない。

(役員を選任)

第7条 委員長は、総会において選任する。

- 2 副委員長、会計、書記及び監事は、委員長が推薦し、総会で承認を得る。
- 3 各部会の部長（以下「部会長」という。）は、各部会にて互選にもとづき、委員長が推薦し、総会で承認を得る。
- 4 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員及び監事の職務)

第8条 委員長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。副委員長のうち、互選にて1名を「財務担当」とする。
- 3 会計および副委員長（財務担当）は、協議会の運営に伴う経理事務、予算書・決算書の作成を担当する。
- 4 書記は、協議会の運営に関する各種の事務及び利用状況報告書の提出、事業計画書、事業報告書の作成を担当する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 会計の状況を監査すること
 - (2) 業務執行の状況を監査すること
 - (3) 会計及び業務執行について協議会の会議で意見を述べること

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員に伴う補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員が交代したときは、前任の役員は後任の役員にその業務を引き継ぐものとする。

(顧問)

第10条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会に諮り委員長が委嘱する。

3 顧問は、協議会の目的達成のため、必要な助言を行うことができる。

第3章 管理責任者

(管理責任者)

第11条 舞多間地域福祉センターの管理運営のため、委員長は、次の責任者を選出する。

各責任者は、兼務することができる。

(1) 戸締管理責任者

(2) 防火管理者・火元管理責任者

(3) 利用事務責任者

(4) 備品管理責任者

第4章 会議等

(会議)

第12条 協議会の会議は総会と定例役員会および臨時委員会とする。

(総会の開催)

第13条 原則として毎年3月及び5月に定例総会を開催するほか、必要に応じて、委員長は臨時総会を開催する。

2 委員総数の10分の1以上の委員が、総会に付す議題を示して総会の開催を要請したときは、委員長は総会を招集しなければならない。

(総会の議決事項)

第14条 総会は、協議会の最高議決機関であり、次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 協議会の活動方針
- (2) 予算及び事業計画、決算及び事業報告に関する事項
- (3) 委員長の選任及び委員長に推薦された副委員長、会計、書記、監事、各部会の部長の承認に関する事項並びに役員の解任に関する事項
- (4) 部会の設置に関する事項
- (5) 規約及び地域福祉センター利用規定の変更に関する事項
- (6) 細則の制定、改廃に関する事項
- (7) その他、会務上重要な事項

(総会の構成)

第15条 総会は、全委員をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて委員以外の者の参加を認めることができる。また、第2条に定める地域の住民（以下「住民」という。）が出席を希望した場合、協議会は支障のない限りこれに応じなければならない。

(総会の招集)

第16条 定例総会および臨時総会は、委員長が招集し、開催する。

- 2 総会を招集するときは、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して、書面または電磁的方法（電子メール等）をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会に出席した委員の中から互選により選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は委員の過半数の出席で成立する。ただし、署名押印のある委任状又は議決権行使書面を提出した委員は、出席者とみなす。

(総会の議決)

第19条 総会においては、第16条第2項の規定により、あらかじめ通知をした事項についてのみ決議できる。

- 2 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数(委任状又は議決権行使書面を提出した委員を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその総会において選任された議長と議事録署名人2人以上が署名押印するものとする。

3 住民が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

(定例役員会および臨時委員会)

第21条 定例役員会は、総会の決議に従い協議会を運営するための執行機関であり、協議会の活動内容や行事等の協議、一任された案件等の審議、総会に提案する事項の検討などを行う。

2 定例役員会は、原則として月1回開催するものとする。

3 定例役員会は、委員長が招集し、開催する。

4 定例役員会は、役員をもって構成する。

5 定例役員会は、その構成人数の過半数の出席をもって成立する。

6 定例役員会の議長は、委員長がこれにあたる。

7 定例役員会は、この規約及び予算書、事業計画書に明文のない事項であっても、やむを得ず事業執行上必要があるときは、審議、決議し、これを実行することができる。ただし、直近の総会において承認を得なければならない。

8 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、前項の議事については、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

9 臨時委員会は、委員長が必要に応じて招集し、協議会の活動内容や行事等の協議、審議、検討などを行う。

10 臨時委員会は、全委員をもって構成する。

11 臨時委員会は、その構成人数の過半数の出席をもって成立する。

12 臨時委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

13 臨時委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第5章 部会

(部会の設置)

第22条 協議会は、ふれあいのまちづくりを推進するため、総会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

(部会の種類及び事業)

第23条 部会は次のとおりとし、それぞれ当該各号に定める活動を行う。

- (1) 施設管理部会 地域福祉センターの管理運営に関すること
- (2) 広報調査部会 協議会活動の広報に関すること
- (3) 福祉対策部会 地域福祉活動の企画・実施に関すること
- (4) 事業運営部会 交流活動の企画・実施に関すること
- (5) 防災防犯部会 防災活動や防犯活動の企画・実施に関すること
- (6) 環境部会 環境活動の企画・実施に関すること
- (7) 自治部会 自治会同士の連携、協働に関すること
- (8) その他部会（その他協議会で必要と認めるもの）

(部会長及び副部会長)

第24条 各部会に、部会長1名、副部会長1～2名を置く。

2 副部会長は、部会長が指名する。

(部会の会議)

第25条 各部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指定した順序によって、副部会長がその職務を代行する。

2 各部会長は、各部会の活動について会議で報告を行う。

第6章 事業及び会計

(会計年度)

第26条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第27条 書記は、当該会計年度に実施する福祉活動、交流活動等を示した事業計画書を作

成する。

2 会計及び副委員長（財務担当）は、当該会計年度の一切の収入及び支出を明らかにした予算書を作成する。

3 前2項に定める事業計画書及び予算書は総会で議決を得なければならない。

（事業報告及び決算）

第28条 書記は、会計年度終了後、速やかに、当該会計年度に実施した福祉活動、交流活動等を示した事業報告書を作成する。

2 会計は、会計年度終了後、速やかに、当該会計年度の一切の収入及び支出を明らかにした決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

3 前2項に定める事業報告書及び監事の意見を付した決算書は、総会で承認を得なければならない。

（会計帳簿の整備及び公開）

第29条 協議会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。住民から閲覧の請求があった時は、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

（活動報告）

第30条 協議会は、会計年度終了後、速やかに、当該年度の活動報告を、決算書を添えて神戸市に行うものとする。

（附則）

1 この規約は、協議会の設立総会承認後より施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、設立当初の委員の任期は、平成30年5月に開催される定例総会終結後までとする。再任は妨げない。

3 この規約の施行に際し、地域福祉センターの管理運営に関して必要な事項は、別に定める。

4 地域福祉センター利用規定は地域福祉センター建設完了までに制定する。

5 舞多間地域福祉センター建設完了までは、協議会の事務局を、委員長の自宅に置く。

平成30年3月4日 舞多間ふれあいのまちづくり協議会 設立総会にて承認